

職務発明、変貌する判例

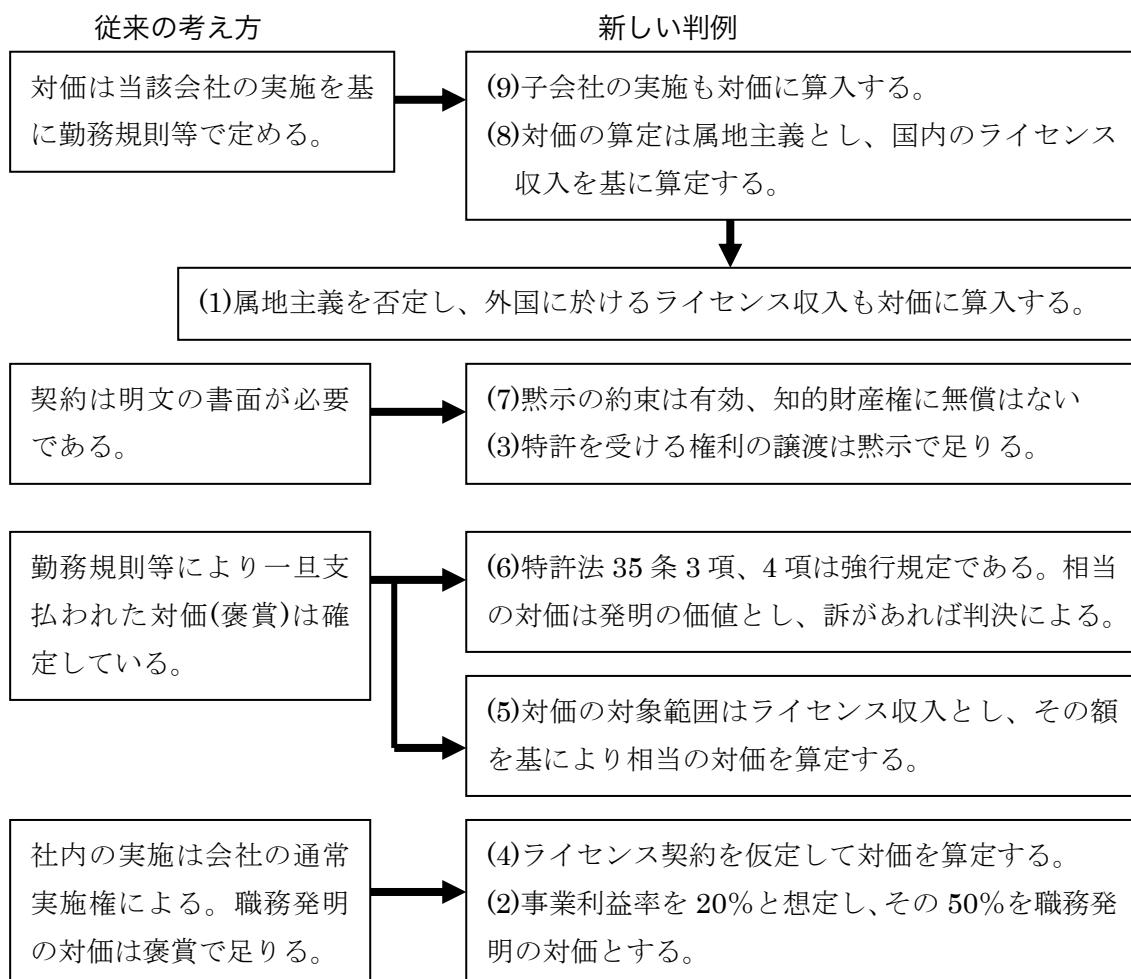
2005年2月3日

細川 学

1. 職務発明の対価に関する判例の変貌

雇用主	判決日	判決の要点
(1) 味の素事件	H16.2.24	属地主義を否定し、内外のライセンス収入を職務発明の対価に算入する。
(2) 日亜事件	H16.1.30	利益率を20%と推定し、利益の50%を職務発明の対価とする。
(3) 日亜事件東京高裁	H17.1.11	発明者の寄与度5%、職務発明の対価6億円、延滞金2.4億円で和解
(4) 日亜事件中間判決	H14.9.19	特許を受ける権利の譲渡は默示で足りる。
(5) 中央建鉄事件	H15.11.26	自社実施のみの場合の対価は、ライセンス収入を仮定して定める。
(6) 日立金属事件	H15.8.29	対価の対象をライセンス収入とする。東京地裁後の収入も加算する。
(7) オリパス事件	H15.4.22	特許法35条3項、4項は強行規定、相当な対価は発明の価値とする。
(8) 育良精機事件	H15.4.10	請われて入社したときの默示の約束は有効、知的財産権に無償はない。
(9) 日立製作所事件	H14.11.29	職務発明の対価は属地主義である。海外からのライセンス収入は除外する。
(10) 三徳事件	H14.5.23	子会社の実施も職務発明の対価の対象とする。

2. 変貌の要点



3. 各事件における判決の概要

事件の当事会社	判決日 平成	請求と判決		貢献度		職務発明の対象 その他の重要な判示
		請求額	判決額	会社	発明者	
(1)味の素	東京地裁 16.2.24	内金 20億円	1.9億円	95%	二人	属地主義を否定し、国内外のライセンス収入を対価に算入
(2)日亜	東京地裁 16.1.30	200億円	200億円 (請求額)	50%	単独 (404特許)	相当の対価=売上高×利益率 20%×貢献度 50%= 604億円 、請求額 200億円の満額判決
	東京高裁 和解 17.1.11	201億円	和解6億円 高裁の提示金額	95%	共同発明を含む	発明者の貢献度を 5% とし、遅延損害金 2.4億円を含め、 8.4億円 で和解成立
(3)日亜中間判決	東京地裁 14.9.19	持分の確認	職務発明と認定			特許を受ける権利の譲渡は默示で足りる
(4)中央建鉄	東京地裁 15.11.26	約4298万円	120万円、売上×1.5%×5%×50%	二人		自社実施のみはライセンス収入を仮定し、売上の 1.5% とする
(5)日立金属	東京地裁 15.8.29	8975万円	1233万円	90%	単独	職務発明の対象をライセンス収入とする。控訴審ではその後のライセンス収入分 136万円を追加
(6)オリックス	最高裁 平 15.4.22	2億円	228.9万円	40%	60%	特許法 35 条は強行規定、原告特許は諸隈特許(光ヒューカップ 基本特許)の関連特許と認定
(7)育良精機	水戸地裁 15.4.10	5億円	譲渡: 1708万円(売上高の 0.5%)、職務発明: 200万			原告が持参して入社した考案に無償はあり得ない。默示の約束は有効
(8)日立製作所	東京地裁 14.11.29	予備的に 9億円	合計 3507万円	80%	三人	日本のライセンス収入を対価の対象とする。属地主義を採用
(9)株三徳	大阪地裁 14.5.23	3000万円	200万円	50%	単独	真正発明者の補正を認める。子会社の実施を職務発明の対価とする

判決の注目点	事件番号	判決の概要	出典
(1)味の素の元研究 所長成瀬昌芳氏が 職務発明の対価を 113 億円とし、そ の内金 20 億円の支 払いを請求した事 件で、約 10% の 1.9 億円が容認された 事例	特許権持分移転登録手 続等請求事件、東京地裁 平 14(7)20521 号、平 16.2.24 、民 47 部判決、 一部容認、一部棄却、(控 訴)	人口甘味料アパルチームの特許発明者が職務発明の対 価の内金 20 億円を請求した事件において、判決は、 特許法 35 条には属地主義が認めず、海外メーカーか らのライセンス収入を味の素の排他的独占権による収入 79.7 億円とし、 会社の寄与度を 95% 、共同発明者 の寄与度を 50% とし、既払いの 1000 万円を差引い た 1.9 億円の支払いを命じた。厚生年金による原告 の利益は考慮されなかった。	判例時報 No.1853 平 16.6.11
(2)日亜の元従業員 中村氏が訴えた職 務発明の対価の支 払いを求めた裁判 において、原告の 請求通り 200 億円 の支払いを命じた 事例	特許権持分確認等請求 事件、東京地裁 平 13(7)17772 号、平 16.1.30 民 46 部判決、 一部容認、一部棄却(控 訴) (中間判決: 平 14.9.19、 民 46 部中間判決)	青色発光「イオート」の特許発明について、元主任研究 者中村修二博士は特許第 2628404 号の職務発明の 対価 200 億円を請求する裁判において、判決は、 被告会社の本件特許権による利益を 1208 億円と認定 し、その半分の 604 億円が相当の対価である。但し 原告の請求は 200 億円であるから、職務発明の対価 として 200 億円の支払いを命じた。 和解条件：中村博士の寄与度 5%、職務発明の対価 =6 億円、延滞損害金=2.4 億円	判例時報 中間判決 No.1802 平 15.1.21 本判決 No.1852 平 16.6.1
	17.1.11 東京高裁にて、 高裁指導で和解		
(3)日亜の元従業員 中村氏が訴えた特 許権の共有持分の 移転登録請求が中 間判決により職務 発明であるとして 否認された事例 (2)の中間判決	特許権持分確認等請求 事件、東京地裁 平 13(7)17772 号、平 14.9.19 、民 46 部中間判 決	青色発光「イオート」の特許発明について元主任研究者 中村氏は社命に反する「自由発明」であるとして、 ①共有部分の移転登録を求める、②付帯的に職務発 明の対価 200 億円を求める裁判において、判決は、 押印欠落の鉛筆書き譲渡証書を有効と認め共有部 分の移転登録を否認する 中間判決をした。又職務発 明の対価は職務発明であることが確定した後審理 するとし、相当の対価は強行規定であるから裁判所 により確定すると中間判示した。	判例時報 No.1802 平 15.1.21
(4)中央建鉄の社内 実施のみの実用新 案権の職務発明の 対価について、他 へ実施させた場合 の実施料相当額を 対価と判示した(東 京方式)事例	実用新案権報酬金請求 事件、東京地裁 平 13(7)20929 号、平 15.11.26 、民 29 部判決、 一部容認、一部棄却、(確 定)	他からのライセンス収入等がない社内実施のみの場合に おける職務発明に対する対価の算定方式には東京 方式と大阪方式がある。中央建鉄の元従業員伊奈潔 氏は環境予測システムの全体の売上高も基に対価 (4298 万円余)の請求をした。判決は、本件考案の 売 上増への寄与分を 1.5% と算定し、それを他に実施 許諾した場合の 実施料率 5%、貢献度 50% として相 当額(120 万円)を職務発明の対価として支払うよう 命じた。	判例時報 No.1846 平 16.4.1

(5)日立金属事件判決において、職務発明の対価はライセンス収入等の排他独占権の利益から必要経費を控除した額を基に算定する、と判示された事例	「窒素磁石」に係る発明の対価請求事件、東京地裁平14(7)16635号、平15.8.29民47部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立金属の元従業員で「窒素磁石」の発明者(原告)が受取った職務発明の対価 103.7万円を不服として不足額8,974.9万円の支払いを請求した事件である。原告の要求は排他独占権による会社の収入(約2億円)から特許取得諸経費を除外した額を相当の対価と主張し、会社はキャッシュフローを主張した。判決は、会社側に会社の寄与度を90%とし、差引不足額1,232.5万円の支払いを命じた。 なお本件に関する控訴審である東京高裁の判決が平成16年4月27日にあり、第一審後の確定した実施料が発生しているとして、その分の対価136万2千円の追加支払いを命じた。	判例時報 No.1835 平15.12.11
(6)オリパス事件最高裁判決において、職務発明対価の不足額の請求権と時効不成立が認められた事例	損害賠償請求事件、最高裁平13(受)1256号、平15.4.22、最高裁小法廷判決、上告棄却、一審東京地裁平7(7)3841号、平11.4.16判決、二審東京高裁平11(8)3208号、平13.5.22判決	オリパスの元従業員は職務発明について同社の規定により受取った対価21万円を不服として2億円の対価を請求した事件であり、1審、2審とも不足対価228.9万円の支払いを命じた。会社側が控訴した最高裁において、判決は、一審、二審を支持し、不足額228.9万円の支払いを命じ、 時効成立も否認 した。但し包括クレジットに於ける 本件発明の実施状況や公知例の存在も勘案された。	判例時報 No.1822 平15.8.11 参考: No.1690 (1審) No.1753 (2審)
(7)元技術部長坂本氏は請われて個人名義の実用新案登録出願を持参し育良精機に入社し、同考案商品化を事業化した事件において、同登録実用新案の対価と職務発明の対価が容認された事例	契約代金等請求事件、水戸地裁土浦支部平8(7)202号、平15.4.10判決、一部容認、一部棄却(控訴)	元技術部長坂本氏が「油圧作動カッター」の実案出願をもって育良精機に入社し、同考案と氏のノウハウを用いて商品化した。同社は他に職務発明対象の特許1件、実案2件、意匠6件を取得した。坂本氏が持参した実案について、契約書も対価の記載も無く、職務発明の対価の約束もなかった。坂本氏はそれらの対価として約5億円を請求した。判決は 無名契約であっても知的財産権に対する対価に支払いは当然である とし、持参実案の譲渡対価と職務発明の対価の合計として、1908万円の支払いを被告方に命じた。	判例時報 No.1857 平16.7.21
(8)CDプロレーヤーの発明者である米澤氏が職務発明の対価として、90.7億円を請求した事件において、両事件合計3489万円の支払いを命じた事例	保証金請求事件、東京地裁平10(7)16832号(甲事件)、同平12(7)5572号(乙事件)、平14.11.29民29部判決、一部容認、一部棄却(控訴)	日立製作所の元主任研究員米澤成二氏は職務発明の対価として甲事件(光デスクプロレーヤー主発明)では予備的に9億円、乙事件(関連発明)では7060万円を請求した。国内外の日立の生産及びライセンス(包括を含む)収入に対する職務発明の対価が争われた。判決は、発明の経緯、共同発明者、特許発明の力、ライセンス等を審理し、 属地主義に立脚し 、日立の収入を2.5億円とし、 日立の貢献度を80% 、共同発明者の貢献度を30%とし、甲事件は3494万円弱、乙事件は13万円強の支払いを命じた。	判例時報 No.1807 平15.3.11

(9)経済・技術の両面で従属関係にある会社が行った特許出願の発明者を真正者に補正し、職務発明の対価を容認した事例	売買代金等請求事件、大阪地裁平 11(ワ)12699号、平 14.5.23、民 21判決、一部容認、一部棄却(控訴<和解>)	下請関係の親会社の技術により有用元素の回収を行う子会社が特許性に疑義あるとして発明者を冒認する特許出願した。その特許権について親会社の真正発明者滝川修氏が補正と職務発明の対価を求める訴訟において、判決は、発明者掲載権により真正発明者名の補正を容認し、 従業者ではない真正発明者に対する法の類推解釈により職務発明の対価200万円の支払い命じた。	判例時報 No.1825 平 15.9.11
--	--	--	------------------------------